

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

## 日本国憲法の人権規定と社会主義

―「資本家の人権」再論―

佐々木 一雄

〈もくじ〉

1、「基本的人権」の定義・分類・発展史	
一、はじめに	2
二、形式的平等から実質的平等へ―「基本的人権」の分類年表	3
三、「法の下の平等」と社会権	5
四、社会権を形式的平等へ解消する「普遍主義」	8
五、「普遍主義」こそ「研究課題」である	10
2、「社会主義と「資本家の人権」	
一、社会主義と「ブルジョアジーの政党」	11
二、社会主義と「資本家の財産権」	14
三、「資本家の財産権」の「侵害」―その歴史的地位	16
3、BI、社会主義、近代経済学	
一、BIと社会主義	18
二、BIと近代経済学	20
三、マルクス経済学と近代経済学	23
四、社会主義協会はどこへ行くのか	25

# 旬刊 社会通信

No. 号外 二〇二〇年三月一日号

二〇二〇年三月一日発行  
(毎月一日・二五日二回発行)

# 日本国憲法の人権規定と社会主義

## Ⅰ 「資本家の人権」再論Ⅰ

### 1、「基本的人権」の定義・分類・発展史

#### Ⅰ はじめに

「協会通信」と「社会通信」ご存じの方も多いと思うが、新社会党とのつながりが深いと言われている団体の一つに社会主義協会（代表は津和崇、石河康国、河村洋二の三氏）というものがあって、『協会通信』という情報紙を内部向けにときどき出しているらしい。その最新号に、Uさんという方が書いた『佐々木一雄』なる人の論文に対する感想」という一文が載っている。私は協会のメンバーではないので、本来ならば目にする立場にはないのだが、わざわざコピーを送ってくださった方がおり、一読する機会を得た。要は、私が『社会通信』誌（第一三〇四号）に書いた「混迷の度を深める『普遍主義』」に対する批判ということのようなのだが、私が書いてもないことを書いたことになっているおっしゃっているだけのものなので、取りあわないことにしようと思っていた。

ところがその後、同じものがあっちからもこっちからも送られてくるし、なかにはわざわざ電話までくださって、「あんたの書いたものは長つたらしいし、こむずかしいので、途中で読むのをやめたんだが、あんた、ほんとにここで言われているみたいに『資本家には人権をいっさい認めない』みたいなことを書いたのかね」と、心配する方まで現われた。言われてみればたしかに、私の書いたものはむやみに長いことだけが取り柄であって、読む気が失（う）せるといいうのも大いにうなずける。そこで、罪滅ぼしもかねて、「資本家の人権」といったことなどを切り口にしながら、**私の書いたもののポイントの解説**かたがたUさんという方の一文にコメントすることとしたしだいである。

「**普遍主義**」批判と反批判 いったい何が問題となっているのか、かんたんに流れを説明しておこう。

いま新社会党では、ベーシックインカム（基礎的生活給付、以下「BI」）というものがあるか話題となっている。これは、国民一人ひとりに対して、金持ちであるか貧乏人であるかを問わず、一律に同じ金額（たとえば月額十万円程度）を定期的に支給する、という政策である。本部はこれを党として掲げたいらしい。理由は、非正規労働者が増えたりして貧富の差が拡大しているが、労働運動などに力がなく、今までの社会保障政策もこれに対応がでなくなっていくなかでは、BIしか手立てがない、ということのようだ。でも、いきなりBIを通そうとしたら黨員から反発を食らって失敗してしまった。そこで、まずはBIの基礎となる理念、すなわち、金持ちも貧乏人も給付を受ける権利においては平等であるという理念（「普遍主義」）を確認しよう、ということになったらしい。でもまたこれも黨員に反発されて決めきれなかった。

そこで知恵者どもが集まって、次回大会に向けてどういうふうに黨員を説得したら

いか、いろいろ相談したようだ。結果、この理念は憲法の保障する基本的人権概念から当然にも導き出されてくるものだという「理論」、この理念を否定することは基本的人権を否定することであり、憲法に違反することであるという「理論」が「発明」された。それで現在、来る次回大会に向けて、活発な論陣が張られているわけである。しかし、それでも多くの党員は納得していないし、むしろ疑問を深めている。私もその口で、そんな憲法解釈をしたんでは、たとえば生活保護法なんか、適用対象を「生活困窮者」に限定して資本家などの金持ちには給付しないことになっているわけだから、憲法違反の法律だということになってしまふんじゃないの？ 連合政府は生活保護法を廃止するのかい？ という疑問などをいろいろと書いて『社会通信』誌に投稿させていただいた。そしたら今回、Uさんという方からご批判を受けるにいった、というわけである。

## 二、形式的平等から実質的平等へ―「基本的人権」の分類年表

さてこれからUさんのご主張を具体的に検討していくことになるわけだが、その前にどうしてもやっておかなければならないことがある。それは、そもそも基本的人権とは何であるのか、それにはどのような種類のものがあるのか、また、それらはどのようにして発展してきたものなのかといった、定義・分類・発展史概観の作業である。これをきちんとやっておかないと議論が混乱するだけだ。「資本家の人権」を問題にするにしても、今、どのような政権の段階での、どの人権を問題にしているのか、これをその都度はっきりさせる必要があるのだ。退屈だろうけど、少しがまんしておつき合いを願いたい。

いきなり全部を頭に入れる必要はまったくない。あとでときどき、「分類表」とか「分類年表」などと呼びながら参照を求めることになるので、そのつど戻ってみてもらえればそれでいい。分類のやり方や呼称については学説ごとにかなり幅があるようなので、以下、最大公約数的なところでまとめてみた。

**基本的人権（人権）** 基本的人権（たんに「人権」とよばれることもある）とは、人間がただ人間であるということに基づいて生まれながらにして持っている権利（「自然権」）を、憲法によって「国家に対する国民の権利」として実定化したものである。

**包括的人権（包括的基本権）** 「自由」と「平等」とは、以下に述べるさまざまな人権（基本権）の基礎にあるものであり、包括的人権（包括的基本権）とよばれるものである。日本国憲法では、第一三条（個人の尊重、幸福追求権）と第一四条（法の下の平等）がそれにあたる。このうち第一三条は、以下のさまざまな分類に収まり切れないような「新しい人権」、たとえば、肖像権などのプライバシー権、名誉権、環境権、妊娠中絶などの自己決定権等の根拠条項となっている。

基本的人権は、大別して以下三つに分けることができ、そのそれぞれをまた、さまざまな権利に分けることができる。

**自由権的基本権（自由権）** 第一は、自由権的基本権である。たんに自由権とよばれることもある。これは、国家からの個人の自由をその内容とする。一七世紀から一九

世紀にかけて、封建制度を打破したブルジョア革命によって勝ち取られたものである。精神的自由権(宗教・良心・思想・学問・言論・出版・表現・集会・結社などの自由、通信の秘密など)、経済的自由権(居住・移転・職業選択などの自由、財産権など)、身体的自由権(法定手続きの保障、不法な逮捕・抑留・拘禁からの自由など)などがある。

**政治的基本権(参政権)** 第二は、政治的基本権である。参政権とよばれることもある。これは、前記ブルジョア革命により、議会が権力機関として勝ち取られたものの、それが土地所有者階級などの一部有産階級の独占であったことを打破するために、新興の産業ブルジョア階級、さらには労働者階級が、普通選挙の実施を求めて闘ったことによって勝ち取られたものである。一九世紀前半のイギリスの闘いを起点とし、二〇世紀の半ばくらいまでには多くの国において男女含めたかたちで実現していった。日本国憲法で見ると、国会議員および地方自治体の長と議員の選挙権ならびに被選挙権、請願権、最高裁判所裁判官の国民審査権、地方自治体の長と議員の解職請求権などがこれにあたる。

**社会権的基本権(社会権)** 第三は、社会権的基本権である。たんに社会権とよばれることもある。これは、ブルジョア革命が掲げた「自由」と「平等」が結局は形式的なものにすぎなかったことを批判し、**貧困や失業などを防いで実質的な「自由」と「平等」を実現するように国家に対して求めていく権利である。自由権が「国家からの自由」の実現を求めたのに対し、社会権は「国家による自由」の実現を求めているといわれる**ところに、その性格が端的に表されている。

この社会権の成立をもたらしたのも、やはり労働者階級をはじめとした勤労諸階級の闘いであった。すなわち、資本主義諸国が二度にわたる世界大戦や世界大恐慌により、飢餓・抑圧・失業・貧困といった矛盾を激化させていく中で、一九世紀半ば以降、次第に組織的に高揚していった労働者階級の闘いは、二〇世紀にはついに社会主義世界体制を成立させるというところまで前進していったのである。社会権は、これら社会主義国の場合には十分に、それ以外の資本主義国の場合には不十分に、それぞれの憲法の中に書き込まれ、また実施されていた。日本国憲法でいえば、第二五条から第二八条にいたる、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権がこれにあたる。なかでも生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)は、これら諸権利の総則的な位置を占める権利であり、社会権的基本権(社会権)の全体が**生存権的基本権**といわれることもある。

**闘いが人権を発展させた** 以上、不十分ではあるが、基本的人権についての定義・分類・発展史概観を試みた。基本的人権自体にも、自由権から参政権へ、さらには社会権へと発展的な積み重ねがあったということが分かるだろう。そしてそれは労働者階級などの闘いによってもたらされたものであるということが決定的に重要である。だが、本稿ではその点にはこれ以上立ち入れない。本誌既載の滝野さんの論文などを参照してほしい。今はただ、このような段階的な発展のかたちで分類されるのだというところだけ、押さえておいてほしい。

### 三、「法の下の平等」と社会権

護憲の党を壊滅させるのは誰か 話を戻そう。先ほど、新社会党の本部が持ち出した「理論」、すなわち「金持ちも貧乏人も給付を受ける権利においては平等である」という「普遍主義」の理念は憲法の保障する基本的人権概念から当然にも導き出されてくるものだという「理論」に対して、私が批判を行なったこと、そして、そんな憲法解釈をしたんでは、たとえば生活保護法などは適用対象を「生活困窮者」に限定して資本家などの金持ちには給付しないことになっているわけだから、憲法違反の法律だということになってしまふんじゃないの? という疑問などを呈したことを述べた。

そこで今回、敢然と名乗りを上げ、本部の弁護に乗り出したのがUさんなのである。Uさんのご主張のポイント部分を、私なりにまとめると次のようになる。すなわち、佐々木は、資本家は生活保護を受けることができないという事実に基づいて、「資本家に人権を認める必要はない」という主張を導き出しているが、資本家が生活保護を受けることができないということなど誰もが知っているものであって、それを「人権」と結びつけることは愚かなことである、憲法は、資本家も含めてすべての個人の尊重と基本的人権を認めているのであって、これを否定する佐々木の主張は護憲の党を壊滅させかねないものであり、冗談では済まされぬ、佐々木はブルジョアジーの政党は認めないでもいうつもりなのか、云々。

かなりお怒りになっておられるようだけれど、ひとつひとつ問題を解きほぐしていく。

**資本家と生活保護** まず、資本家が生活保護を受けることができないということと、資本家の人権との関係の問題である。Uさんは、結びつけること自体が「愚か」だというけれど、結びつけても「愚か」になるような心配はちっともないので安心していただきたい。大事なところなので、煩雑になるけれど、私の文章を直接引用しながら確認していこう。

**包括的人権と資本家** この問題について、私はまず、「金持ちに対して『給付を受ける権利』を制限する生活保護法第一条は、資本家階級の基本的人権を侵害するのだから。侵害するとして、いかなる権利をどのように侵害するといふのであろうか。」という形で端的に問いを立てている。そして「ついこの前までは資本家階級であったとしても、資本家どうしの戦いに敗れてすべての財産を失い、収入の途をも断たれてしまったというのであれば、当然にも生活保護を受ける権利を有する」ということを指摘し、「資本家階級は基本的人権を侵害されてなどいない」と、明確に言い切っている。そしてその根拠として、「憲法第十四条第一項が規定するとおり、『すべて国民は、法の下に平等』なのであって『人種、信条、性別、社会的身分又は門地』によって『差別されない』のである。この第一四条は「包括的人権」といわれるものであり、あらゆる人権の基礎にあるものである」と述べている。先ほど示した基本的人権の分類表を見ながら、この人権が人権全体の中で持つ地位を確認していただきたい。

**社会権と資本家** あわせて私は、「だが資本家階級のみまで、すなわち搾取を基礎に

有り余る財産と収入を所持したままで、生活保護を受けることはできない。また、できないからといって基本的人権（生存権）が侵害されたことになるものでもまったくない。」ということも指摘をしている。これまた、先ほど示した基本的人権の分類年表を見ながら、生存権という人権がどのような歴史的経緯で形成されてきたものであるか、また他の人権と比べていかなる特徴を持つものであるかということを見ていただければ、ご理解いただけるものと思う。

この人権は、ブルジョア的な「自由」と「平等」が形式的な欺瞞に過ぎないことを批判し、貧困や失業を解消して実質的な「自由」と「平等」を求める中で形成されてきたものである。したがってそれは、社会的ないしは経済的に弱い立場にある人々に対して人間に値する生活を保障するために、国家が積極的に責務を負うことを示すものであつて、その保障のあり方は、必ずしもいつも「形式的」にすべての国民に対して「平等」であるわけではないし、むしろそのように「平等」でないことによつてこそ、その権利としての実質化がはかられるような人権なのである。

**人権の分類** これ以上の説明をする必要はなからう。私は、資本家階級といえども、財産や収入をすべて失つてしまえば生活保護を受けることができるという人権をもっている、だが有り余る財産や収入をもったままでは生活保護を受けることはできないし、そのようなことはそもそも人権として認められていない、人権として認められていないのだからいかなる国民に対しても認められていないし、当然、資本家に対しても認められていない、ということ述べただけなのである。ところがこれをUさんは、佐々木は資本家に人権は認めないと言っている、ブルジョアジーの政党も認めないつもりではないか、これでは護憲の党も崩壊だ、と騒ぎ立てているのである。

どうやら私は、Uさんに対し、エンゲルスとともに次のように言わなければならぬであろうである。すなわち、「科学的な問題に携わろうとする人は、なによりもまず、自分が利用しようとする書物をその著者が書いたとおりに読むことを、またことに、そこに書いてないことを読み込まないようにすることを、学ばなければならぬ」と。

**突如「結社の自由」の話題** Uさんが、基本的人権とはそもそも何であり、どのような諸権利がそれには含まれているのかということ、またそれぞれの諸権利はいかなる歴史的経過によつて形成され、どのような内容を持つものであるのかということ、さらには、それらはお互いにどのような関係性にあるのかということ、こうしたことについて完全に混乱していることは明らかだ。だから、生存権の話をしている真つ最中に、いきなり「ブルジョアジーの政党」を認めるのか、認めないのか、などという話題（これは先ほどの分類表でいえば自由権的基本権に属する「結社の自由」の問題である）が飛び込んできたりして、忙しいことこの上ない。

**生存権と生活保護** Uさんの混乱は、これにとどまらない。たとえばUさんは、佐々木は生活保護と生存権を混同し、「生存権イコール生活保護」であるとしている、と批判する。いったいどういう読み方をするとこういう等式がでかがるのか、不思議でたまらない。私の「論文」は、たしかに最初の方では、「生存権」のうちの生活保護の問題に二頁半ほどを割いている。だがその後はもっぱら、「生存権」のうちの他

の問題、すなわち最低保障年金や子ども手当や幼保無償化を中心に、こちらについては生活保護問題の三倍以上の九頁ほどを費やして取り上げている。Uさんはきつと最初の方だけ読んでうんざりしてしまい、読むのをやめてしまったのである。やめるのは自由だが、そうした読み方をもとにして全体を批判するのは、まんじゅうの皮だけ食べて「あんこが入ってなかったじゃないか」とクレームをつけているようなものである。

**金持ちの「勤労の権利」と「労働基本権」** またUさんは、私に対し、社会権のうち「教育を受ける権利」「勤労の権利」「労働基本権」の三つについては金持ちも含めたすべての人に普遍的に保障されることを認めているのに、「生存権」についてだけは一部の者にしか適用されないとするのはまったく理解できない、と批判する。

前の三つが金持ちにも保障されるというのは、あえて説明する必要もないと思ったのでくわしくは説明しなかったのだけれど、どうやら説明が必要なようだ。説明しておこう。

まずは「勤労の権利」と「労働基本権」だ。たとえば不動産からの賃貸収入だけで年に数千万円になる人がいたとして、その人が「ちよつと小遣いを稼ごう」と思っている企業に雇用されて仕事をしたとしよう。そうした場合、企業の側では「あなた、お金はタンマリあるんでしょ」ということで最低賃金を下回るような金額しか払わないというようなことができるかというところ、これはできない。また、賃金に不満をいだいたこの資産家氏が労働組合を結成しようとした場合、そのことを理由にして解雇するようないかなこともまた許されない。この資産家氏は、雇用契約関係に入ると同時に、その一方当事者としての全権利を取得し、保障される。金持ちにも「勤労の権利」や「労働基本権」が保障されるというのは、およそこういうことである。

**「教育を受ける権利」と弁証法** 「教育を受ける権利」については「論文」でも少し触れておいた。この権利が「生存権」とは異なり、具体的な保障に際して「金持ち」と「貧乏人」とを区別しないのは、日本国憲法が、他の諸国の戦後憲法と同様、先行する諸憲法（フランス一七九一年憲法、ソ連一九三六年憲法等）にならったものであり、憲法の世界史的な発展段階に規定されたものであること、また、資本家階級の側でも一定の質を持った労働力を必要としたこと、こうした諸事情によるのである。したがってわれわれは、この憲法の規定を起点にして、さらなる前進（義務教育の実質的な完全無償化や高等教育の無償化等）を目指していけばいいのである。

何かこれ以上の説明が必要であろうか。どうも私のような考え方を批判する方々の話を聞いていると、歴史というものは、運動会のような小学生みたいに「おいっちに、おいっちに」と、一糸乱れず整然と進んでいかないとダメなようで、「教育を受ける権利」が「金持ち」と「貧乏人」を区別しない形でスタートしたならば、およそ社会権たるもの、いっせいにこれにならない、まずは区別を取っ払うところからスタートしていかないと、おっかない先生がホイッスルをピーピー吹き鳴らしながら飛んできて、しこたま竹刀でたたかれるようなのである。（われわれの教育労働者仲間にはそんな人はいないけど。）こっちとしてはただ、教育権には教育権なりの前への進み方があ

り、生存権にも生存権なりの前の進み方がある、と言っているだけなのだけど、まったくこの先生ときたら、生徒の個性もへったくれもあつたもんじやないのである。

「なめらかに、きちんと前進していく世界史を考えることは非弁証法的」と言ったのはレーニンだけれど、私のような考え方を批判する方々は、たぶんとても勉強家で、「弁証法の諸法則について述べよ」などと言われれば、「あれ？ 何だっけ？」などと頭をかく私などを尻目に、待ってましたとばかりにスラスラと答案を書いて満点を取る方たちなのである。そうした方々が、自分の思い描いたとおりに進んでいないからといって歴史の方をどやしつけているのを見てみると、言葉を暗記することと、それが身につくこととは、かくもちがうものであるかと、つくづく思わずにはいられないのである。

「救貧」と「防貧」 あわせて、私が以上の三つの権利と「生存権」とを区別して、後者については「金持ちや資産家に対しては給付制限もあり得る」としたことについても、ちよつと補足しておこう。実は、こうした区別をするのは私の独創でも何でもないのである。判例や学説の中には、「生存権」を保障した第二五条（第一項）は、実際に困窮に陥った場合に適用される「救貧政策」であつて、他のさまざまな「防貧政策」（貧困に陥ることを事前に防ぐ政策）とは異なる、という考え方があつた。この見解にしたがうと、第二五条（第一項）とそれ以外の区別は一挙に明確となる。

私はこうした学説や判例については、「救貧」だとか「防貧」だとかいいう言い方も含めてまったく賛成できないが、そのような判例や学説が生じてくるような背景となる事実（保障における方法上の違い）自体は、現に存在しているのである。

#### 四、社会権を形式的平等へ解消する「普遍主義」

話が少し細かいところまで入りすぎたようである。本筋に戻そう。

**社会権と形式的平等** 今回の問題は、新社会党の本部（およびその周辺にいる方々）が、すべて国民は、貧乏人であろうと金持ちであろうと、社会権にもとづく国家からの「給付」については「平等」に「受ける権利」があるのであつて、これまた基本的人権であり、所得や財産が多いか少ないかによつてこの「給付」に「差別や制限」を設けることは基本的人権の侵害であるし、憲法違反である、と言ひ出したことに端を発する。

つまり本部は、国家が国民に社会権を保障する際に則るべき「平等」原則の「平等」というのは、「実質的な平等」であつてはならず、自由権的基本権や政治的基本権（参政権）の場合と同様に、「形式的な平等」でなければならぬ、というのである。

ふたたび先の分類年表を見てほしい。本部の憲法解釈は、基本的人権をめぐる数百年の闘い、すなわち、たんに形式的なものではしなかつた「自由」と「平等」を実質的な「自由」と「平等」へと高めるために流されてきた多くの血を「ご破算」にし、人権の歴史をブルジョア革命の初期にまで逆流させるにも等しい暴挙である。

**解釈改憲** これは明らかに「解釈改憲」である。そしてそのせいで、実に深刻な事態が生じてしまった。憲法と既存の個別法との間で整合性が取れなくなつてしまったの



である。具体的には生活保護法だ。同法はその適用対象を「生活に困窮する」者に限定し、金持ちや資産家を対象から排除しているのだが、このことは、本部（およびその周辺の方々）の「基本的人権」概念に照らせば明らかに憲法に抵触することとなる。つまり本部は「生活保護法は憲法違反である」と言わなければならなかったのである。そして私はそのことを「論文」で指摘し、本部周辺の方々に説明を求めたわけである。

すると脇から突如Uさんという方が現われ、資本家が生活保護を受けることができないなどということは誰でも知っている、それをわざわざ資本家の「人権」と結びつけていろいろ言うのは愚か者だと、逆ギレを浴びせてこられた。

法の必要条件としての一貫性 だが、私はべつに意地悪で説明を求めたわけでも何でもない。憲法と個別法との間で整合性が取れないというのは本当に深刻なことなのである。なぜなら、およそいかなる法体系にあっても、体系としての一貫性や個別法間の論理的な整合性というものは、法としての「権威」の重要な源泉なのであって、それなくしては法が法として存立することが不可能となるような絶対的な必要条件だからである。このことは、法によって人々を体制に統合する支配階級の側にとつてだけでなく、被支配階級の側、すなわち、自らの要求を法という形式にまとめあげ、人々を結集しつつ取って代わって支配階級にのぼりつめようとする側にとつても同じである。われわれはこのことを肝に銘じておかなければならない。

したがって、私の「論文」について反論がある方は、まず、私の問いかけ（生活保護法は憲法違反なのかどうか）に対して、明確に答えていただき、自らが主張する法体系の一貫性と整合性を証明していただかなくてはならない。それなくしてこの問題がまともな「議論」として発展することは決してない。Uさんのように「そんなことは誰でも知っている」などと啖呵（たんか）を切ってみせることで乗り切れるような場面ではないのである。

逆ギレを起こす人というのは、実は自分の側に責められても仕方がないような弱点があることを自覚してしまっている場合が多いと言われている。そしてそのことが、何としても指摘をはねのけよう、寄せつけまいとする過剰な防衛反応を引き起こし、暴走行為につながるのだと言われている。今回のUさんの「反論」は、まるでこれ在地で行くようなものに見えて仕方がない。

私の側から見ると、今回の流れは、たとえ話にすると次のように見えるのだ。すなわち、ある人々が鳥類の新たな定義づけに乗り出し、「鳥類とは空を飛ぶ生物である」と言い出した。ちよつと聞くととても分かりやすかったので、支持する人々もボツボツ出始めた。そこで私が「コウモリも空を飛ぶけど、あれは哺乳類ですよ」と指摘した。するとかの方々は「そんなことは誰でも知っている」と逆切れしたうえに、「左々木は『哺乳類は空を飛ぶ』と言っている」と宣伝し始めた。私は困ったことになったと思いつつも、何とかあの定義だけを変えなければと考え、「ペンギンは空を飛ばないけど、あれも鳥類ですよね」とか「ダチョウもだよね」とか、いろいろ言ってみただが、かの方々は聞く耳を持たず、「左々木は『哺乳類は空を飛ぶ』と言っている」というのを今度はチラシにして配り始めた。私はあきれはててもう説得はしない

ことにしたのだが、配られたチラシを手に、「佐々木さんの家では飼っている猫が空を飛ぶと聞いたが、本当かね」と尋ねてくる人が現われ、しかもその数がだんだん増えてきた。そこで私もやむなく、これまでの経過をチラシにして配布することとした。だいたいこんな流れである。

## 五、「普遍主義」こそ「研究課題」である

それにしても、なぜこのような無茶な基本的人権概念の解釈変更が行なわれるにいたったのだろうか。これは、本部の側に立つて考えてみるとよくわかる。

**解釈改憲の背景** 本部にしてみれば、本当は前々回の党大会で一気にB Iを党の政策として決めたかったのだけれど、反対が多くて決められず、前回大会では、B Iは研究課題として棚上げせざるを得なかった。だがせめて将来に向けた布石として「一人ひとり」は給付を受ける権利において平等である」という理念だけでも確認しておきたかった。しかしこれまた一年間の討議ということで先送りにされてしまった。これ以上の妥協は許されない、来たる次回大会では何としても理念だけは確認し、B Iに向けた布石だけは打っておかなければならない、こうした焦りがまず背景にある。そして、この布石打ちを推進していくための戦術として選ばれたのが、「一人ひとは給付を受ける権利において平等である」という理念を憲法論的に根拠づけること、すなわち、それは憲法に規定する「基本的人権」概念からする当然の帰結であると理論づけて見せること、であった。それで、前回大会以降、にわかにこの理論づけ作業が活発化したのである。

だがこれは、明らかに勇み足であった。この理論づけ作業は、不可避免的に従来の憲法解釈の変更を伴わざるを得なかった。そしてそのおかげで、現行の個別法との間で矛盾をきたすこととなってしまったのである。そして、そのことを指摘する党員、また、さりげなくやっただけの解釈変更にも気づく党員なども現われ、ゴタゴタし始めた。これが現状である。

**「普遍主義」こそ「研究課題」** もともと本部およびそれを支持する方々によってなされた憲法解釈の変更は、B Iを政策として掲げるとき、そのときはじめて整合的となるものである。だから、B Iと同じ扱いにしなければならない。つまりセットで「研究課題」扱いとしなければならない。それが、党の統一と団結をはかる唯一の道である。B Iについては「研究課題」だが、それを基礎づける理念と憲法解釈についてだけは先行して決めてしまいたい、というところに無理の根源があるのである。

本部はいう、「B Iは研究課題にした。提案はしていない」と。じゃあ、議案にある「最低保障年金月額十万円」と「子ども手当月額五万円」というのはいったい何ですか。これについて本部は、「ベーシックインカムの考え方を基に、年齢だけを制限した部分的ベーシックインカムです」と、明確に言い切って説明していたのではなかったのか。(二〇一七年八月発行討議資料。) 最初は「B Iだ」といい、苦情が出れば看板だけ外し、その後「研究してみたらやっぱりB Iでした」と言ってまた看板をかける、こんなその場しのぎのごまかしのようなことをやっていたら、党内民主主義はめ

ちやくちやになる。

「普遍主義」はB Iとセットで研究課題である。もつといえ、B Iよりもむしろ「普遍主義」の方こそまずしっかりと先行して「研究」しなければならぬはずである。それはB Iを基礎づけるものであり、その「研究」を抜きにB Iを打ち出すのは、基礎や土台も作らずに家を建て始めるようなものである。私は、研究すること自体に反対するものではない。

## 2、社会主義と「資本家の人権」

### 一、社会主義と「ブルジョアジーの政党」

ここまで、「ポイント解説だ」と称しながら、またしても長々と書いてしまった。すでに「脱落」した方も多いかもしれない。悪い癖はなかなか治らないものである。

以下、引き続きUさんのご主張についてのコメントをしていくが、ここからは、Uさんとしてもことのついでに取り上げておられるような問題についてのものなので、私としてもついでにコメントするしだいである。ただ私としては、これから述べることを理解していただければ、ここまで述べてきたこともよりよく理解していただけるのではないかと考えているので、いましばらくお付き合いしていただければ、まことに幸いである。

さてUさんは、私の「論文」に対する直接的な批判のほかに、やや手を広げて、いくつかの関連しそうな問題についてもご自身の見解を述べておられる。先ほどからたびたび取り上げている「ブルジョアジーの政党」を認めるのか、認めないのか、といったような問題もそうであるが、このほかにも、B Iの拡大は社会主義を準備する土台となる、といったようなご主張もされている。こうなってくると、そもそも社会主義とは何か、ということも問題とならざるを得ない。以下では、こうした諸問題について、少し触れてみたい。

**向坂代表と新社会党綱領** はじめに「ブルジョアジーの政党」の問題である。今までにはくわしく紹介しなかったけれど、この問題に関するUさんのご主張を直接引用するかたちで紹介すれば、次のとおりである。すなわち――

「佐々木氏は『ブルジョアジーの政党は認めない』と当時のTVインタビューで語った向坂逸郎代表を気取っているつもりだろうか。この向坂発言は、日本が社会主義になればという前提で述べられたものであるし、当時としては常識であったが、今日では懐疑的な見解も現われている。」

ご覧のとおり向坂代表のお名前が出てきた。せっかくなので、その見解を再確認しながら、新社会党の綱領『二世紀宣言』ではどのようにこの問題を考えているのか、見ていこう。

### 一党制と複数政党制

よく知られているように、この問題に関する向坂代表の考えは「一党独裁かどうかの問題は、その国の歴史的条件によることであって、けっして、社会主義革命の一般的条件ではない」ということ、「だが、独占資本を代表する党は

存在しない」ということ、ポイントはこの二点である。

やや突っ込んで日本の状況に言及するときは、「おそらく複数の党が存在するだろう」とし、「小市民はまだ存在する。都市における小経営者層もある。農民もある。これらは、労働者階級と基本的な対立物ではなくなっているが、なお自分たちの利害を、代表する政党をつくるかもしれない。日本の場合、平和革命の条件があるのだから、このことは十分に考えられる」、とした。そのうえで、これら対立物は「次第に社会主義社会の協同化によって、強い対立物であることを失う」としている。そして結論的にはいつも「だが、独占資本を代表する党は存在しない。独占資本の支配を温存する社会主義社会とは、言葉の矛盾である」ことを強調した。

新社会党の綱領はどうか。政党が一党か複数かという問題については次のように述べている。すなわち、「共同戦線に支えられる連合政府（共同戦線政府）の発展を通して実現する社会主義であるために、ソ連などのように一党だけになることもありません。複数の政党が最良の政策を追求して切磋琢磨し、信頼を競い、協力することによって、誤りも腐敗も官僚主義も防ぎやすく、すべての人びとの人格や意志が大切にされる条件にもなります。」と。このように、今日の日本の条件の中では「複数の政党」になることが明言されている。だが、この「複数の政党」は「社会主義」のため「最良の政策を追求して切磋琢磨し、信頼を競い、協力する」ような「複数の政党」であって、独占資本（新社会党綱領では「巨大企業」）を代表する党までを含むものではないことも、明らかである。

**独占資本の党の消滅** では、「独占資本を代表する党は存在しない」という状態は、いかにして達成されるのであろうか。「資本家の人権」が心配なUさんは、たぶんそれが気になって仕方がないのだろう。

新社会党の綱領は、この点に関連し、「憲法を生かす連合政府」の政策のひとつとして「**企業団体献金の禁止**」を打ち出している。周知のように、現行の政治資金規正法は、企業が政治家個人に献金することを禁じているが、政党に献金することまでは禁じてはいない。これを禁止することは「独占資本を代表する党」に対する決定的打撃となる。

また「**官僚機構や警察や司法等々は民主化して巨大企業や保守政党との癒着を断ち切る改革**」、さらには「**日米安保条約を解消し、自衛隊も大幅な縮小から解消へと進め**」る改革も、政策として掲げている。これらもまた、「独占資本を代表する党」に対する大きな打撃となるだろう。

これら改革は、連合政府の最重要課題として遂行されるとともに、社会主義政権ではさらにそれが徹底されることになる。そしてこのようにして、「平和的」に「独占資本を代表する党は存在しない」という状態が準備されていくことになる。

この点は、向坂代表も同じような考えであった。具体的には、「国家権力の平和的移行の法則性は権力奪取までなのか、それとも以降も貫かれていくのか」という問いに答えるかたちで、次のように述べている。すなわち、「移行のあとのことは、具体的にいうことはできない」が、「こんにちの日本の条件」においては「革命後もほぼ同じと考えてよいのではないか。」と。つまり、「**国家権力の平和的移行の法則性**」は

「権力奪取」以降も貫かれていくだろう、という見解である。

**暴力組織の結社禁止** だが向坂代表は、前記につづけて次のようにも述べている。すなわち、「ただ、法則性というばあい例外がないことはない。法則性はそうであつても、革命そのものがまわり道することはありうる。妙なやつがいて武装蜂起をしたりすることによって、あるいは武器を必要でないのに使うような事態があると、それによつて革命の道が歪んだり、おくれたりということとは、あるだろう。」と。この問題はたいへん重要なことであつて、どんな革命の場合でもそうであるが、政権を奪取するまでよりも、むしろそれ以降の、旧権力機構を解体する過程、新たな権力機構をしつかりと構築して固めて行く過程の方が困難なものである。くわしくは、滝野さんの論文などを参照してほしいが、ロシア革命の場合もそうであつたし、反革命によつて倒されたチリの平和革命の場合もそうであつた。

新社会党の綱領も、当然こうしたことを念頭に置きながら、「社会主義建設を妨害する一切の暴力組織はなくします」と言い切っている。つまり、そのような結社については結成する「自由」が奪われるのである。「資本家」がそのような組織をつくつて連合政府や社会主義政府の転覆をはかろうとすれば、その「資本家」の「結社の自由」という「人権」（自由権的基本権）は、明らかに制限される。これが新社会党の綱領の立場である。

したがつて、Uさんいうところの「ブルジョアジーの政党」自体がこのような「結社」に転化した場合、この「ブルジョアジーの政党」は「認めない」ということになる。

「結社の自由」と「公共の福祉」 何度も申し訳ないが、最初の方で掲げた人権の分類表を見てほしい。「結社の自由」（日本国憲法では第二一条）などの「自由権的基本権」は、「自由」にかかる包括的基本権である憲法第一三条によつて基礎づけられるわけであるから、そこでうたわれた諸原則と整合性のあるものでなければならぬということになる。そこで、この一三条はどうなっているかを見てみると、「自由」などの「国民の権利」は「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とある。つまり、「自由」といへども「公共の福祉に反しない限り」という「制約」があるのである。これは「自由」に対する外からの制約ではなく、「自由」という権利に必然的に内在する制約であり、それと一体のものである。

「公共の福祉」などと言われると、私などは、それこそ「病的なほどの嫌悪感」をいだくし「アレルギー」を持っている。それはUさんも同じだろう。われわれはこの概念によつてさんざん権利を奪われてきたからである。憲法の解釈を規定するのは階級の力関係である。これに規定され、この条項は支配階級の支配を強化するためのものとして解釈され、存在してきた。だが、あつても触れるが、歴史的に見れば、この概念は本来、支配階級の無制約的な「自由」を制限するために持ち込まれてきた概念なのである。

したがつて、憲法を「完全実施」する連合政権（旧日本社会党の国民統一綱領）、あるいは「憲法を生かす」連合政権（新社会党綱領）の任務というのは、九条や二五

条を「完全実施」し「生かす」というだけではないのである。「公共の福祉」による「自由」の「制約」が支配階級については「完全実施」されておらず、「生か」されずに死文化しているという状況を改め、これを「生か」し（よみがえらせ）、「完全実施」していくという政権でもなければならぬのである。

まとめ 以上、社会主義になった場合に「ブルジョアジーの政党」を認めるのか、認めないのか、より正確には、「独占資本を代表する党」（巨大資本、巨大企業を代表する党）は存在するのか、しないのか、という問題について考えてきた。いま一度まとめていえば、新社会党綱領は、企業団体献金の禁止や、巨大企業と結託した軍事・官僚機構を解体・民主化することによって、「巨大企業を代表する党」の存在基盤そのものを掘り崩し、そうした党が存在しない（できない）状態を作り出そうとする立場である、ということ、また、その過程でこれを暴力的に妨害する結社が出てくれば、それについては解散させてなくするという立場である、ということである。そして、「結社の自由」の権利のこうした制限そのものは、現行憲法の完全実施として行なうことができるし、そうしなければならぬ、ということである。

## 二、社会主義と「資本家の財産権」

社会主義と独占資本 ところで、先ほどの引用に戻るが、Uさんは、「社会主義」になれば「ブルジョアジーの政党は認めない」ということに関し、「この向坂発言」は「当時としては常識であったが、今日では懐疑的な見解も現われている」として、やや動揺しておられるふうでもある。ここで「ブルジョアジー」とは、向坂代表の「発言」として紹介されていることから、その意味するところは「独占資本」（新社会党綱領では巨大企業）であろう。つまり、「社会主義」になれば「独占資本」（新社会党は存在しない）ということに関し、Uさんの周辺では「懐疑的な見解も現われて」いて、Uさん自身もやや引きずられているようなのである。「独占資本を代表する党」が「存在」するのであれば、それによって「代表」されることの「独占資本」もまた「存在」するのであろう。となると、「独占資本」の「存在」する「社会主義」というものが、Uさんおよびその周辺では語られ始めている、ということになってしまふ。それはいったいどんな「社会主義」なのであろうか。

社会主義とBI 他方でUさんは、「富裕層の負担」を増やして「BIの給付額」を上げることが「社会主義を準備する土台になる」とも言われている。だが、BIの拡大によって「準備」され、それが「土台」となってできる「社会主義」というのは、どのような「社会主義」なのだろうか。たとえば、「富裕層の負担」によるBIが拡大していつて、それがやがて生活するのに十分な金額にまで達する（いわゆるフルBI）と、それが「社会主義」なのであろうか。たしかにこのような「社会主義」であれば、「独占資本」が「存在」する「社会主義」となる。「独占資本」が、まるで穴だらけのバケツのようになってしまひ、搾取によって吸い上げられた膨大な富が「あるべき税制」の実現によって次から次へと下々の者どもに戻ってくるような「社会主義」である。だが、そんな「社会主義」が可能なのだろうか。また、それはそもそも「社

会主義」なのであるうか。

私の疑問はつきない。だがUさんも確定的なことを言っているわけではないので、以下では、Uさんがどう言っているかということからは少し離れて、社会主義とはそもそも独占資本をいかに扱おうとするものであるかということについて、「資本家の人権」というところに焦点を当てながら掘り下げてみたい。

また、「富裕層の負担」を増やして「B1の給付額」を上げることが「社会主義を準備する土台になる」というご主張については、Uさんはこれを、何やらむずかしい「近代経済学」をからめながら主張されているようなので、これはこれでまた別途、章をあらためて取り上げてみたい。

**財産権の侵害** まず、社会主義とはそもそも「独占資本」に属する階級の人々の「人権」をどのように扱おうとするものであろうか。これを考えてみよう。

新社会党の綱領は、「銀行など総ての巨大資本を社会的共有に転化する」こと、あるいは「主要な生産手段をはじめすべての巨大企業を一握りの大資本家（大株主）の手から、すべての働く者と市民の社会的共有物に移行する」ことを掲げ、これを、「民主的多数派によって勝ちとられた連合政府（共同戦線政府）」が「社会主義的多数派による共同の政権へと発展」した段階における政策として、明確化している。この政策は「資本家の人権」を侵害するのであろうか。

最初の方の分類表を見ながら考えてほしいが、結論からいえば、これは、「資本家の人権」のうち、**自由権的基本権に属する財産権を明らかに侵害する**。現行憲法第二十九条第一項（「財産権は、これを侵してはならない」）を改正する等の措置が講じられなければならない。新社会党の綱領は、憲法問題には触れていないが「巨大企業を社会的共有財産に移行する立法」という表現で資本家の財産権に手をつける必要を示している。

**『道』と新社会党綱領** 参考までに述べると、旧社会党の『日本における社会主義への道』においては、「生産手段の公有化は有償を原則とする」とされていた。これは、現行憲法第二十九条第三項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」を使って公有化をはかろうとしたものである。

この有償での公有化は、いわば対価を払っての取得であって、厳密には財産権の「侵害」ではない。もう少ししていねいにいうと、財産権にも、物権（所有権など）、債権（貸金返還請求権など）、無体財産権（特許権など）といったさまざまな種類があるが、「生産手段の公有化」というのは、このうちの所有権を侵害する行為であり、またそれを「有償」で行なうというのは、この「侵害された」という特別の犠牲に対して「損失補償」という形で「財産」上のちゃんとした補てんを行なう、ということである。

だが、このようにして補てんを行なえば、そのツケは社会主義政権の財政を苦しめることとなり、政策実施を困難にする。そのようなことは極力避けなければならない。「原則」ということを言うのであれば、「公有化は無償で」というのがそれであり、労働者をはじめとするすべての勤労国民の労働の産物である。無償による没収は、財

産を、その本来あるべきところに戻すという作業にすぎない。泥棒がもちさったものを何でわざわざ有償で買い取らなければならぬのか。新社会党の綱領は、『道』のような余計なことを述べないことにより、その弱点の一つを克服したのである。

### 三、「資本家の財産権」の「侵害」―その歴史的地位

だが、今しがた述べたことと合わせて、われわれが「侵害」しようとしている資本家の財産権（所有権）は、現代の憲法においては、初期のブルジョア革命時代のそれとは異なり、すでに「絶対不可侵」のものではなくなっているということもまた、はっきりさせておかなければならない。それをもたらしたものは、やはり労働者階級をはじめとした勤労諸階級の闘いである。つまり、社会権の基本権の成立をもたらしたと同じ力が、従来からの自由権の基本権についてもまた、一定の「修正」をもたらしたのである。（最初の方の分類年表を参照していただきたい。）

ワイマール憲法 具体的に見てみよう。古典的な近代憲法である一七八九年のフランス人権宣言は、その第一七条において、「所有権は、一の神聖で不可侵の権利である」とうたっていた。だが、現代憲法の先駆けとなった一九一九年のワイマール憲法（ドイツ）は、これと異なる。たしかに「所有権は、憲法によって保障される」とされているが、それに続けて「その内容およびその限界は、法律によって明らかにされる」とされ（第一五三条第一項）、さらに同条第三項においては「所有権は義務を伴う」。その行使は、同時に公共の福祉に役立つべきである」と明記されるにいたったのである。

日本国憲法 日本国憲法でいえば、第二九条第二項「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」が、これに当たる。たとえば独占禁止法などは、実際には独占容認法に堕しているが、この条項を根拠として制定されたものである。また、新社会党の綱領が連合政権の政策として実施しようとしている「企業団体献金の禁止」も、これを根拠条項として実施していくことになるであろう。それは、企業の「所有権」、すなわち、自らの「収益」に対しては排他的に自由使用・自由処分することができるという「権利」に対し、「公共の福祉」の観点から制約を課していくものとなる。

さきほど、「結社の自由」の制限（暴力組織の解散）のことを論じた際に、第一三条の「自由」の問題にからんでやはり「公共の福祉」のことで取り上げたが、これももともと、同じ流れの中で挿入された文言なのである。

基本的人権の実質化 こうしてみてくると、われわれが行なおうとしている「資本家の財産権」の「侵害」というものが、基本的人権の歴史全体の中で、いかなる地位を占めるものであるかということもまた、みえてくるであろう。

われわれはたしかに「財産権」という資本家の「基本的人権」を「侵害」する。だがそれは、すでに「公共の福祉」に役立つべき「義務」を伴うものとされた「財産権」に対してであり、われわれは、われわれのなす「侵害」によって、近代憲法がその出発点で掲げた「自由」と「平等」とを、実質的なそれとして完成させるためにこれを



行なうのである。それはまた、わが国憲法第九七条が、「現在及び将来の国民」に対して「侵すことのできない永久の権利」として「保障」するとした「基本的人権」を、真に実質的なものとして完成させる行為でもある。われわれはこのことを、自信をもって宣言していいのである。

**マルクス** われわれを批判する者は、ブルジョアジーを先頭に、この「財産権の侵害」を取り上げて、われわれを「人権の侵害者」として非難することだろう。それに対してわれわれは、マルクスとともに次のようにいわなければならぬ。すなわち、「諸君は、われわれが諸君の財産を廃止しようとする、とわれわれを非難する・・・。たしかに、われわれはそれを欲する」と。

だが同時に、われわれは再びマルクスとともに、次のようにもいわなければならぬのである。すなわち、「共産主義者はだれからも、社会的生産物を取得する権力を奪わない。ただ、この取得によって他人の労働を自分に従属させる権力を奪うだけである」と。

**ソ連邦憲法** マルクスのこのような考えは、現存した社会主義憲法の中で生かされていた。例として、一九七七年のソ連邦憲法を見てみよう。そこでは以下三つの原則が明確にされていた。

第一には、**生産手段の社会的共有**である。これは第一〇条前段で次のようにうたわれていた。「ソ連の経済システムの基礎は、国有（全人民的）財産およびコルホーズ・協同組合の財産の形態をとる生産手段の社会主義的所有である。」

第二には、**個人の生活財産に対する権利の保障**である。これは第一三条前段で次のようにうたわれていた。「勤労所得がソ連市民の個人的所有の基礎である。個人財産となることのできるものは、家庭用品、個人的な必要品および便益品、家庭副業用品、住宅ならびに勤労による貯金である。市民の個人財産およびその相続権は、国家の保護をうける。」

第三には、**他人労働の搾取などによる不労所得の禁止**である。これは、第一〇条後段「いかなる者も、個人的利得その他の私欲のために社会主義的財産を利用する権利をもたない」、および第一三条後段「市民は個人的に所有または利用する財産を不労所得をえることに使い、これを利用して社会に損害をあたえてはならない」に、うたわれていた。

具体的な生産手段の所有形態や個人財産の種類、区分け、権利の範囲等については、国によって異なるし、同じ国であっても発展段階によって異なるであろう。だが、われわれが社会主義憲法を実現した場合にも、基本原則は大枠でこのとおりとなるであろう。

もちろん、ソ連の実態はというと、ここからの逸脱が多くあった。そのことは新社会党の綱領が口を酸っぱくして述べているとおりである。だがそれは、基本原則自体の誤りではなく、そこからの逸脱に問題があったということである。詳しくは、本誌にたびたび掲載されている原さんの論文などを参照してほしいが、この逸脱の原因を総括しながら、基本的人権を実質的なものとして完成させていくということが、われわれの任務なのである。

### 3、B I、社会主義、近代経済学

#### 一、B Iと社会主義

さて先ほど私は、B Iと社会主義との関係に関するUさんの主張、すなわち、「富裕層の負担」を増やして「B Iの給付額」を上げることが「社会主義を準備する土台になる」という主張を紹介し、また、Uさんはそれを「近代経済学」などもからめながら展開しておられるということなどを紹介した。この「近代経済学」云々の話は次節にまわすこととして、まずは前段の主張を検討してみよう。

**原則と「だが」** Uさんにかぎらないが、B Iを肯定的に主張される方々は、「労働運動の強化の必要」ということについて、「原則はまったくそのとおり」と肯定される。しかしそこから「だが」と、おもむろに接続詞を挿入され、非正規雇用の増大、労働組合組織率の低下、さらにはA Iによるこれら動向のますますの進行の見通しなどを語り、そこから「B Iしかない」というふう論を展開される。

**突如バラ色に** 私が不思議に思うのは、この「B Iしかない」という話の段になると、急に話がバラ色（もしくはそれに近い色）になってきて、「富裕層から取ればいい」とか「財源はいくらでもある」とか、ちよつと「物知り」な方になると「いざとなりやあ国債だ、国債はいくら発行しても大丈夫なんだってよ」（現代貨幣理論MMT）などという方向に話がどんどん盛り上がるのである。なんだか聞いていると、B Iを掲げれば明日にも「れいわ新選組」みたいにいつきよに票が取れるような話になってきて、これに反対して「できもしない原則論」に固執する奴らは、いつの間にかやらの妨害者に仕立て上げられていくのである。

**永続的復讐** B Iを肯定的に主張される方々の話というのは、あるひとつの物語的な構造を持っている。それは具体的には次のようなものである。すなわち、職場で搾り取られて手も足も出ない労働者たちが、選挙になるといつせいに新社会党に「仕返し」を依頼し、頼まれた新社会党は労働者が取られた分を資本家から取り返し、それを労働者に還付して復讐を成就させ、次回はもつと取り返すことを約束する、労働者もまたこれにこたえ、次回は票を上積みさせ、その取り分を増やしていく、そしてそうしたサイクルがずっと続いていくという物語である。いわば「永続的復讐の物語」である。

**「社会主義」の実現** また、この復讐サイクルが首尾よく何度か続いていくと、新社会党内では論争が持ち上がるようになる。（たぶん。）それは「すでに社会主義なのか、いまだそれを準備する土台の段階なのか」をめぐる論争である。「すでに社会主義」派は、「いまだ準備する土台」派を攻め立てる、「君たちのいう社会主義って何だね？ たしかに生産手段を社会化したわけではないが、資本家の連中も選挙結果には従っているし、貧者にも十分に富が行きわたるようになっていく。これからもその取り分は増えて行くだろう。このうえわわざわざ資本家の生産手段を収奪して事を荒立てる必要があるのかね？ 資本家にも人権はあるって君たちも認めていたよね。」云々。これに

対して「いまだ準備する土台」派は口をモグモグさせて反論を試みるが、次第にその声は小さくなつていき、論争は「すでに社会主義」派の勝利に終わる。(たぶん)これにより、「永続的復讐の物語」は「社会主義の絶え間ない実現」とイコールで結ばれるようになる。

**成就の条件** この「永続的復讐の物語」(あるいは「社会主義の絶え間ない実現」)が現実になり立つためには、いくつかの条件がある。だが、そのいずれもが絶対的に成り立たない。

物語成立の第一の条件は、職場で「手も足も出ない労働者たち」が、社会主義政党を支持する、それも一時的・瞬間的な支持ではなく、持続的に支持をし、しかもそうした層が一定の塊として増えていく、ということである。だが、そういうことはあり得ない。労働者階級は、職場での闘いを通してこそ階級意識を高めていくことができるし、団結と組織をとおしてはじめて、その高い階級意識を維持し続けることができる。それが弱まれば、たちどころに「自分のことは自分で何とかしなければならぬ」という資本主義的イデオロギーが労働者をがんじがらめにする。

第二の条件は、職場の賃金闘争では「手も足も出ない」としても、それで奪われた分については、政治の回路を使うことにより、社会保障というかたちで取り戻すことができるし、この回路が太くなることでその取り分も増やすこともできる、ということである。これまた絶対的にあり得ない。社会保障の闘いが前進しているときは、必ず賃金闘争も前進しているし、賃金闘争が前進しているときは、社会保障の闘いもまた前進している。逆の後退の場合もしかりである。賃金闘争も社会保障闘争も、階級間の力関係という共通の根っこから決まっていく。一方だけがスタスタと前に進んでいくなどということはない。

第三の条件は、職場段階で労働者たちを「手も足も出ない」状態にできるだけの力、金、マスコミ、軍事官僚機構を持っている独占資本家階級が、搾り取った利潤が次から次へと労働者たちに戻っていくのを許す、ということである。これもあり得ない。そういうことを期待するのは、現金と通帳を持ち去った強盗が、後日、その現金を通帳に入金してそのまま戻してくれるばかりか、次に押し入るときにはさらに上積みして戻してくれることを期待するようなものである。

**社会主義とは何か** 総じていえることであるが、私は、BIを肯定的に主張される方々というのは、社会主義ということについて何か根本的な勘違いをしているのではないかと思えて仕方がない。

社会主義とは、たんに社会主義政党が選挙に勝利して労働者のための政策を実施していくということではない。労働者階級が自らを階級として組織し、政治の面においても経済の面においても、資本家階級の手になる既存の機構や生産体系を自らのそれに置きかえ、主人公となって社会を民主的計画的に運営していくことである。それが社会主義であり、プロレタリアートの民主主義であり、プロレタリアートの独裁である。

その際に労働組合はきわめて重要な役割を果たさなければならない。既存の国家機

構を打ち壊して新たなものに置きかえて行く際には、そこで働く人々の労働組合組織が重要な役割を果たさなければならぬし、すべての生産を計画的民主的に組織していくに際にも、やはりそこで働く人々の労働組合組織が決定的な役割を果たさなければならぬ。それなくして社会主義はない。労働組合の強化の問題が「それは原則だが」で済ませることができないのは、そうしたことがあるからである。

政府が「無力」な大衆のために「給付」をしてやるような「社会主義」は、社会主義ではない。そんな「社会主義」では、「ソ連・東欧型社会主義」にすらならない。なぜなら、社会主義とは大衆自身が「力」を持つようになること、そうした存在へと自らを高めることだからである。

## 二、B Iと近代経済学

近代経済学 最後に、Uさんが経済学の問題について触れておられるので、これについて検討しておこう。

Uさんは大変な勉強家であるようで、B Iの正当性を基礎づけるため、マルクス経済学に対抗する近代経済学（いわゆるブルジョア経済学）の概念装置を動員し、これを駆使して論を展開しておられる。Uさんは、次のように言われる。すなわち――

「政策は最大多数の幸福を追求する観点で進められなければならない、その点でB Iは多数の幸福につながる政策だといえる。給付の大部分は労働者階級に支払われる。近代経済学がいう『効用』は所得の低い者ほど大きくなるだろう。したがって、B Iは貧者を救う政策だといえることができる。」

私などはここでいわれている「近代経済学」の方面については、教科書レベルの、それもきわめてあやしげな知識しかないのだけれど、何とかコメントしてみよう。

厚生経済学 Uさんが援用しようとされている「近代経済学」というのは、たぶん、ピグーというイギリスの経済学者が提唱したその一つ、「厚生経済学」であろう。「厚生」という語が表わすとおり、人々の生活を豊かにするにはどうすればいいかを追究せんとする（それを標榜する）経済学である。

ピグーは、個人の所得を集計した国民所得（国民分配分）のうち、貧者に属する部分が増加して分配がより平等になればなるほど社会の経済的厚生は増大する、等と主張した人である。なるほどこの主張は、B Iとはきわめて親和的な感じがする。もしかすると、Uさんが援用しようとしたのはピグーやその厚生経済学ではないのかもしれないが、今しがた示した主張内容からするに限り、ここで彼を取りあげたとしても、あながち的外れではないだろう。

功利主義 また、こうした主張の起源をたどっていくと、Uさんも援用している「最大多数の最大幸福」というスローガンに行きつく。こちらは同じくイギリスの経済学者（哲学者、法学者）であったベンサムによって有名となった。ベンサムは、苦痛を避けて快楽（幸福）を求めるといふ行為こそが「善」であるという「功利主義」を唱えるとともに、そうした快楽は量的に計測可能であるとして「快楽の計算」を提唱した。そしてその総計をもって「最大多数の最大幸福」を測り、個々人の快楽の追求と

社会全体の幸福を統一しようとしたのである。

**マルクス・レーニンの前と後** 年代的に見ると、ベンサムが活動したのは一七九〇年代から一八三〇年代までであり、ピグーが活動したのは一九〇〇年代から一九四〇年代までである。そしてちょうどこの二人の間に、マルクス（活動は一八四〇年代から一八八〇年代まで）やレーニン（活動は一八八〇年代から一九二〇年代まで）が、ほぼすっぽりと入るかたちになる。

**ベンサム** 最初の方に掲げた分類年表を確認してほしいが、ベンサムが活動した時代というのは、産業革命を経て勃興しつつあった産業ブルジョアジーが、プロレタリアートとともに、普通選挙権などの政治的基本権を求めて地主階級と闘争していた時代であった。ベンサムのいう「最大多数」というスローガンは、自らの政治的陣営にプロレタリアートを動員しようとするブルジョアジーの意思表示であった。実際、ベンサム自身、晩年は普選運動に身を投じている。また、「快樂こそが善である」というそのあけすけな「功利主義」も、当時としては、封建的な道德（奉仕、服従など）を打破するための「進歩的」な意味合いももっていた。ひと言でいえば、ベンサムは勃興期産業ブルジョアジーのイデオログだったのである。

**ピグー** 他方、ピグーの活動したのはどんな時代であったのか。再び最初の方に掲げた分類年表を確認してほしいが、この時代、ブルジョアジーは、自由主義的産業ブルジョアジーというその青年期を終え、独占金融資本となって帝国主義的な反動をほしいままにしはじめた。他方でプロレタリアートは、ブルジョア陣営の一角というその立ち位置をとうに脱し、自らを独立した階級として組織するとともに、その闘争の前進は、ついにロシアにおいて社会主義を成立させるまでになっていた。つまりブルジョアジーは、自らにとつて代わって支配階級に上り詰めようとするプロレタリアートという「貧者」の巨大な塊（かたまり）に直面していたのである。

こうした危機のなか、ブルジョアジーのイデオログの一部には、「貧者」に対する「分配」を「増やす」ことによって何とかプロレタリアートを資本主義体制に統合しようとする模索する者も出始めた。その一人がピグーであり、「厚生経済学」はそうした政策体系に根拠を提供しようとするものの一つである。実際ピグーは、社会主義ソ連の実態などもつぶさに検証し、それが分配の平等度や安定度などにおいて資本主義よりも優れていることを認めつつ、社会主義は「理念的にはまさっていてもその機構がギンギンガタガタする体制」であるとして、「理念的には劣っていてもかなり円滑にはたらく体制」である資本主義の方が「全体としてすぐれている」、と評価した。そして、さまざまな政府委員など歴任しながら、資本主義の漸進的な改革に力を注ぐことになるのである。

**マルクスのベンサム批判** ここまで、Uさんが依拠するらしい「厚生経済学」（ブルジョア経済学である近代経済学のうちの一派）について、その登場にいたる歴史的背景と大まかな内容をみてきたところである。このどこに根本的な問題点があるのだろうか。

マルクスは『資本論』の中で何カ所かベンサムに言及しているが、その評価はというと、実に手厳しい。「生粋の俗物」「一九世紀の平凡な市民常識のおもしろくもない知ったかぶりで多弁な託宣者」「ブルジョアの愚鈍の天才」といった調子である。無理もない、今しがた見たように、その生きていた時代においては一定の「進歩性」ももっていたベンサムの「功利主義」も、ブルジョアジーとプロレタリアートの階級対立が鮮明となり、政治的党派においても明確に分岐するようになっていたマルクスの時代には、もはやたんなる反動的理論にすぎなかったのである。

「生産の場所」に行かない「天賦人權の楽園」 実際、ベンサムの「功利主義」は、「自由」で「平等」な諸個人が互いの商品を交換し合うというブルジョア社会の流通の表面を、「わかりきった決まり文句」で「才気なく再生産」するだけであり、そこで行われる「労働力の売買」が、「隠れた生産の場所」にいたっていったい何を生み出しているのかということについては、けっして語らないのである。この「理論」が「搾取」を語ることはないし、階級対立を語ることもけっしてない。

マルクスは、ブルジョア社会の「流通または商品交換の部面」を「天賦の人權のほんとうの楽園」と呼び、「ここで支配しているのは、ただ、自由、平等、所有、そしてベンサムである」と皮肉った。最後に「ベンサム」を付け足したのは、その「功利主義」が、各人は「ただ自分のことだけ」を考えて行動していればいいのであって「全体の利益」は「抜け目のない摂理」のおかげで「予定調和」的に成就するのだというブルジョアの愚論の象徴だからである。「彼の説では、生産過程の最もありふれた現象、たとえばその突然の膨張や収縮も、実に蓄積でさえも、まったく理解できないものになる」のである。

「分配」による「楽園」の再建 他方、ピグーについては、というと、マルクスが死んだときにはピグーはまだ五歳だったのだから、当然、ピグーについての直接的な言及をマルクスの著作に見出すことはできない。だがもし言及したとすれば、その批判の中心点は、ベンサムに対するそれと同様に、「隠れた生産の場所」にはけっして行こうとしないこと、あくまでもブルジョア社会の「流通または商品交換の部面」とどまろうとし続けること、そうした姿勢であつただろう。

もちろんベンサムの頃とは異なり、ピグーの生きた時代には、階級対立の中軸はすでにブルジョアジー対プロレタリアートに移行し切っており、「天賦人權の楽園」のほころびは誰の目にも明らかとなっていた。だがそれでもピグーは「隠れた生産の場所」には行こうとはせず、ただ「貧者」に属する「所得」を増やして「分配」がより「平等」にすることで「楽園」を再建しようというのである。

「分配」と「生産」 おそらくマルクスは、同時代人ラサールに対すると同様の批判をピグーにたたきつけたにちがいない。すなわち、「いわゆる分配のことで大さわぎをしてそれに主要な力点をおいたのは、全体として誤りであつた。いつの時代にも消費手段の分配は、生産諸条件そのものの分配の結果にすぎない。・・・俗流社会主義は・・・分配を生産様式から独立したものととして考察し、また扱い、したがって社会主義を主として分配を中心とするものであるように説明するやり方を受けついでい

る。真実の関係がとつくの昔に明らかにされているのに、なぜ逆もどりするのか？」と。

近頃、この「天賦人權の楽園」には「普遍主義者」という名の珍獣の一群も現われたようだが、いずれ、ベンサム、ピグーの類の亜種にちがいあるまい。マルクスがもし生きていれば、その批判のすさまじさたるや、如何ばかりであったことであろう。

### 三、マルクス経済学と近代経済学

ここまで「近代経済学」の基本的な性格について見てきたわけであるが、以下、そのおおまかな理論的枠組みについて、マルクスの経済学と対比させながら確認している。

**労働価値説** マルクスの経済学は、スミスやリカードなどの古典派経済学の労働価値説を継承し、「労働」と「労働力」の区別を明確にすること等によって、これを体系的に完成したものである。労働価値説は、富の源泉は人間の労働である、すなわち物質的な生産活動であることを明確にし、先行する諸学説を批判するとともに、現在にいたる後統諸学説をも批判し、そのなかで打ち鍛えられていった。先行諸学説というのは、富を金銀と同一視したり、富は略奪や貿易差額によって獲得されるのだと主張する「重金主義」や「重商主義」であり、後統諸学説というのは、貨幣（通貨）こそが富であるとする倒錯的で通俗的な諸学説である。

**効用価値説** 一八七〇年代にはじまる近代経済学もまた、労働価値説をとらない。それは効用価値説をとる。すなわち、商品（近代経済学では「財」という言い方をする）の価値を決定するのは、それに投ぜられた労働時間の大きさではなく、その商品の持つ「効用」（消費者に与える主観的な満足度）である、というのである。近代経済学の始祖たちは、この論を携えてさかんにマルクス派と論争を行なった。

だがそのうち彼らは、いつの間にもやら価値論そのものを展開しなくなっていく。つまり「価値とは何か」と問うことは無駄な議論だとして、やめるようになってしまった。こうして現代の「近代経済学」は、価値の実体については不問に付したまま、貨幣（通貨）を富としてみがめつつ、ある所与の価格のもとで消費者や企業がそれぞれの「効用」を最大化させるためにどのような行動を選択するのか等、ということ进行分析するだけのものになってしまっているのである。

**「資本家」も「労働者」もない経済学** 近代経済学にもさまざまな派がある。まずはその最大公約数的な概要を見てみよう。

近代経済学の世界というのは、実に不思議な世界である。ここには、資本家「階級」もいなければ労働者「階級」もない。いるのは「個人（家計）」と「企業」である。

「個人（家計）」は「企業」に「労働」を供給するけれど、そのほかに「土地」も供給するし、銀行に預けた貯金などを通じて「資本」も供給する。そしてこれらの供給の見返りに、賃金・地代・利息などの「所得」を得ようとする。「企業」の方はというと、これら提供されたものを「生産財」として使い、さまざまな「消費財」をつくって「個人（家計）」に供給し、利潤という「所得」を得ようとする。「個人（家計）」

の方もまたこれに呼応して、先に述べた「所得」を使いながら、さまざまな「消費財」を組み合わせ、全体から得る「効用」（満足）が最大となるように需要し、購入しようとする。そして、これらいつさいの需要と供給が一致するとき、あらゆる市場は均衡し、この世のすべての人々がそれぞれ最大の「効用」（満足）を得る。かくして万歳三唱の聲が地鳴りのように響き渡る。

ざっくりいうと、こんな世界が近代経済学の世界である。

**市場均衡による効用の最大化** もちろん、現実の市場は、均衡などしていない。そこで近代経済学の内部では、「どのようにすれば市場が均衡して効用が最大化されるのか」ということをめぐって、さまざまな分派が現われる。

ピグーのように「貧者」への「分配」を増やした方がいいという者もいれば、ケインズのように、「政府」もプレイヤーとして登場させて財政金融政策を展開しなければダメだという者もいる。フリードマンなどの新自由主義者のように、余計なことはしないで市場に任せておけばそれでもいいのだという者、さらには、「富者」がもっと富むようになれば「貧者」にもおこぼれがしたり落ちるからそれが一番だという者もいる。

だが、市場というものは均衡する（させることができる）ものであり、それによって各経済単位（個人（家計）、企業）の効用（満足）もまた最大化することができるのだとする信念（妄想）において、彼らは何ら変わるところがない。これらさまざまな分派は、たしかにたがいにいろいろと違っているけれど、それは「三毛猫」と「しま猫」とが「違う」という程度には「違う」というだけのことであって、それ以上にはけっして違わないのである。

「労働」からは労賃が得られ、「土地」からは地代が得られ、「資本」からは利潤（企業者利得＋利子）が得られ、市場が均衡することにより、すべての者は満足する——この調和的世界が近代経済学の「楽園」である。

搾取を隠べい これに対して、マルクス経済学は次のように考える。すなわち、資本主義社会においては、労働者は土地やその他の生産手段から切り離されており、自らの「労働力」を生産手段の所有者である資本家に売る以外には生きていくすべがない。そして「労働力」を買った資本家は労働者に「労働」をさせて商品を生産するのだが、「労働力の毎日の維持費」と「労働力の毎日の支出」とは「二つのまったく違う量」である。資本家は、「労働力」の価値（維持費）に対応する時間をこえて労働者を「労働」させることができるし、できあがった商品売ることで、この剰余労働部分を剰余価値として実現し、利潤を得ることができる。そしてそのうちの一部を企業者利得として自ら取得するとともに、残りの部分については、貨幣資本を貸し付けた資本家に対しては利子として、土地を貸し付けた土地所有者に対しては地代として、それぞれ分け与える。

「土地」が地代を生むのではないし、「資本」が利潤や利子を生むのでもない。地代も利潤も利子も、すべては労働者の「労働」の搾取から生まれたものであり、それを土地所有者と資本家（産業資本家と貨幣資本家）が互いの間で分け合ったものにほ



かならない。そしてそうした事態は、特定の人間集団が土地やその他の生産手段を独占していることからの必然的帰結なのである。したがって、「労働」からは労賃が得られ、「土地」からは地代が得られ、「資本」からは利潤（企業者利得＋利子）が得られ、そしてこれらすべての取得者たちは市場が均衡さえすれば満足する、という「近代経済学」のテーゼは、**現存する資本主義的生産様式の本質を覆い隠す弁護論**以外の何ものでもない。実際には、「土地」と「資本」における「満足」は、「労働」における「満足」の血に染まった犠牲の上にもみ築かれているのである。

**「三位一体」の批判** 「労働」からは労賃が得られ、「土地」からは地代が得られ、「資本」からは利潤（企業者利得＋利子）が得られるという倒錯的な諸観念は、さらに「進化」する。すなわち、このうちの「企業者利得」が、資本家の行なう「労働者の監督」という「労働」にたいする「賃金」であると観念されて「労賃」にくくられてしまうことによつて、労働―労賃、土地―地代、資本―利子という「三位一体的形態」へと帰着していくのである。そしてマルクスは、当時の「俗流経済学」に対し、「ブルジョア的生産関係にとらわれたこの生産の当事者たちの諸観念を教義的に通訳し体系化し弁護論化することのほかは、実際にはなにもしない」として、痛烈に批判した。この言葉はそのまま、近代経済学全体にあてはまるのである。

**恐慌の必然性** また、市場が均衡するということもけつてない。人間の諸労働が互いに独立した私的なものとして営まれているかぎり、均衡点がひとつの「状態」として出現することはけつてなく、それはただ、たえざる不均衡の「平均値」として存在するにすぎない。そして生産諸力の飛躍的な発展は、この不均衡を極端にまで推し進め、「活況」・「繁栄」と「恐慌」・「沈滞」のくり返しが荒れ狂う海のように労働者階級を揺さぶり、不幸のどん底に突き落とすのである。

**反抗の法則性と社会主義の必然** このようにして資本主義的生産様式は、労働者階級の側に「貧困、抑圧、隷属、墮落、搾取」の「増大」をもたらすが、それはまた「資本主義的生産過程そのものの機構によつて訓練され結合され組織される労働者階級の反抗」をも「増大」させてゆく。

労働者階級はその人間的な欲求を「満足」させていくために、生産手段から切り離されてあるというその奴隷状態を打ち破り、自らがその所有者となつて、「生産」を生産者による「意識的計画的な制御のもと」におくようにしていかねばならない。あわせて「分配」についても、「労働」に応じたものとなるようにするとともに、それが「必要」に応じた「分配」へと発展するように、歴史を進めて行かなくてはならないのである。そしてそれは、生産手段の社会的共有という条件のもとでのみ、可能となるとともに必然となるのである。

#### 四、社会主義協会はどこへ行くのか

以上、たいへん不十分で駆け足的是であつたが、Uさんが依拠するらしい「近代経済学」についての批判的な検討を行なつてみた。結局それは、「階級」や「搾取」については不問に付したまま、ただひたすら市場における「分配」を通して各経済単位

の「効用」の充足をはかろうとするだけのものであり、B-Iを基礎づけるのにふさわしい「理論」ではあることは間違いない。

私自身、B-Iが提起されてこの方、見たこともない横文字やら、なじみのない社会保障論上の概念やらが次々と持ち出され、随分と面食らったものであるが、近ごろはだいぶ免疫もできてきて、少々なことでは驚かなくなっていた。しかしそれでも今回は、さすがにちよっぴり腰が浮く程度には驚いた。何しろUさんは、ご自身の主張を根拠づけるのに、マルクスの理論を使わず、これと真つ向から対立する側の理論を持ち出しておられるからである。

Uさんのご主張を掲載した『協会通信』の発行元は社会主義協会だが、協会は自らを「科学的社会主義の思想集団」と規定する。その「思想集団」の内部でこんな主張を堂々と展開したりして、Uさんは内部でボッコボコに反論されるのではないかと心配だ。だが、掲載した側はした側で、気にしているようすも一向にうかがえない。むしろ「支部等の組織内討議の素材として活用下されば」と、「活用」を求めて全会員に配布をしているようである。

もともとB-Iだとか普遍主義だとかいうものは、マルクスの理論で根拠づけられるようなものではまったくない。そのため、宇野学派やらその他のマルクスまがいの理論でいろいろと工夫しておられたようであるが、そうした作業を突きつめようとするば、いきおい、真正正銘のブルジョア理論に頼らざるを得ないのであろう。もはや理論的には「何でもあり」になっているのかもしれない。

だとすれば、本当に「心配」すべき対象は、Uさんではなく、この「科学的社会主義の思想集団」の方なのかもしれない。(2020年2月11日、佐々木一雄)

#### ◇ 編集部より ◇

▽2020年3月11日付久しぶりの号外です。学習資料としてご利用を。

▽2020年1月15日(1304)号にも、佐々木一雄氏の論稿を特集しています。

これは、読者のご要望により、『混乱の度を深める「普遍主義」』と題し、本誌No.1300号から1302号の3回連載をまとめたものです。

▽佐々木氏の論稿は、左記のとおり、No.1281号、1282号にも掲載しております。ホームページにあります。合わせてお目通しを。

No.1281(2019年2月1日発行)

加藤晋介弁護士の解釈改憲

―「社会権」をめぐるその奇抜な新説とベーシックインカム―

No.1282(2019年2月15日発行)

ベーシックインカム、普遍主義、「共生・共助」

―資本主義への責任追及を忘れた中期政策補強関連案―

▽ホームページアドレスは『旬刊 社会通信』バックナンバー―左記です。

<http://shakaisushin.cool.coocan.jp/mokujij/mokuji.html>